○外務省告示第五十九号

平成二十九年二月八日にダッカで、バングラデシュ人民共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がバングラデシュ人民共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　貧困削減に係る計画等を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億円

3　贈与の供与期限　平成三十年八月三十一日まで

4　署名者

日本側　渡邉正人在バングラデシュ大使

バングラデシュ側　カジ・ショフィクル・アゾム財務省経済関係局次官

外務大臣　岸田　文雄

○厚生労働省告示第四十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百六十条第八項の規定により申請のあった全国健康保険協会の都道府県単位保険料率の変更について認可したので、同条第九項の規定により、告示する。

平成二十九年二月二十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

○厚生労働省告示第四十三号

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）附則第九条第二項の規定により準用された同法第百二十一条第五項の規定により申請のあった全国健康保険協会が定める期間の変更について認可したので、同法附則第九条第二項の規定により準用された同法第百二十一条第六項の規定により、告示する。

平成二十九年二月二十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

○厚生労働省告示第四十四号

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第五十四条第二項の規定に基づき、日雇特例被保険者に関する保険料額並びに日雇特例被保険者の負担すべき額及び日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額（平成二十一年厚生労働省告示第五百二十六号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年二月二十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一号の表を次のように改める。

標準賃金日額の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	日雇特例被保険者の負担すべき額	日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額
第一級	四四〇円	一七〇円	二七〇円
第二級	六六〇円	二五五円	四〇五円
第三級	八六〇円	三三〇円	五三〇円
第四級	一、一〇〇円	四二〇円	六八〇円
第五級	一、三二〇円	五〇五円	八一五円
第六級	一、六三〇円	六二五円	一、〇〇五円
第七級	二、〇一〇円	七七〇円	一、二四〇円
第八級	二、三九〇円	九一五円	一、四七五円
第九級	二、七七〇円	一、〇六〇円	一、七一〇円
第一〇級	三、二三〇円	一、二三五円	一、九九五円
第一一級	三、七七〇円	一、四四〇円	二、三三〇円

○厚生労働省告示第四十五号

確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第四十三条第二項第一号及び第二号の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率（平成十四年厚生労働省告示第五十八号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年二月二十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

本則に次の一号を加える。

十六　平成二十九年度　年率マイナス〇・一パーセント

○厚生労働省告示第四十六号

確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第五十五条第一項第一号の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率（平成十五年厚生労働省告示第九十九号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年二月二十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一号中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に、「一・九〇パーセント」を「一・七六パーセント」に改める。

第二号中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に、「一・七六パーセント」を「一・四六パーセント」に改める。

○厚生労働省告示第四十七号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第三十九条の三第三項の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令第三十九条の三第三項に規定する予定利率及び予定死亡率（平成二十六年厚生労働省告示第百六十九号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年二月二十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一号中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に、「一・九〇パーセント」を「一・七六パーセント」に改める。

第二号中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に、「一・七六パーセント」を「一・四六パーセント」に改める。

○農林水産省告示第二百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年二月二十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　高知県四万十市竹屋敷字立石一一三四の三、一一三四の五、字ゴヲソノ平一一三五の一八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）